

交通安全情報

令和4年12月号

交通安全協会
沼津地区支部
ShizuAnkyou

しない!させない!飲酒運転!



飲酒運転の罰則

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 ①25点 ②13点

①アルコール濃度 呼気1ℓあたり0.25mg以上

②アルコール濃度 呼気1ℓあたり0.15mg以上



飲酒運転を助長した人も
処罰の対象になります!



- ・お酒を飲んだ人に車を貸す
- ・車を運転する人にお酒を提供する
- ・お酒を飲んだ人の車に同乗する



飲酒運転!

自転車の飲酒運転も
違反になります!



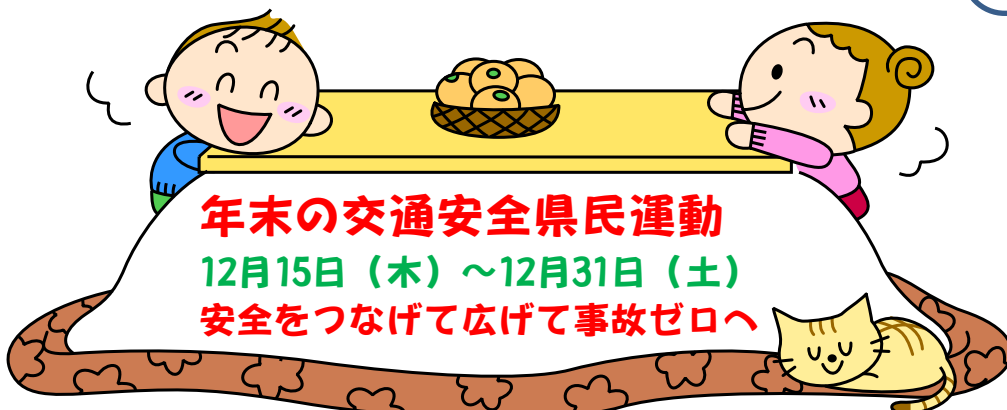
酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

お酒を飲みに行く時は

- ◎公共交通機関や代行運転等を利用しましょう!
- ◎「ハンドルキーパー」を決めておきましょう!

「ハンドルキーパー」は、
仲間と飲食店等に行く
場合に、お酒を飲まない
で、仲間を自宅まで送り
届ける人のことです。



年末の交通安全県民運動

12月15日(木)～12月31日(土)

安全をつなげて広げて事故ゼロへ

